

議案第40号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

次のとおり鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を改正する規約

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（平成28年鳥取県告示第226号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第1条関係） 倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合	別表（第1条関係） 倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、 <u>米子市日吉津村中学校組合</u> 、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合

附 則

この規約は、改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調った日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

